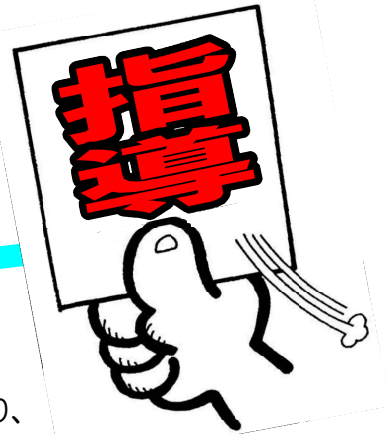


JR東海を、労基署が



一部の駅で、休憩時間内での起床報告を作業として掲示に明示したり、懲憑と称して管理者が執拗な「説得」が行なわれていました。

国労の申し立てに、労基署はJR東海に対し、労働者に誤解を与えるような取り扱いについて是正を指導しました。

労基署は掲示や執拗な説得によって、労働者が作業指示にあたると受けとめかねないことを認め、駅長によって異なる理解や労働者への通知が生じないように、統一した指導、労働者への通知をJR東海に求めました。

この指導をうけ、駅では休憩時間（労働時間外）での起床報告の実施をせまる執拗な説得は影をひそめました。

「任意だから労働時間ではない！」 これが通れば、タダ働きやり放題

労基署は、「任意だから労働時間ではない」とする考え方を強く否定しました。

起床遅延を防止するために「本人が認めたから」「本人のためにやっていること」というような理由は、その行為を労働時間ではないとする決定的な理由にはならないということです。

JRの若い社員たちが遅刻防止として自宅の枕元の目覚まし時計を写真に撮り、持参せられたり、自宅を出るときに連絡をさせられたりしていることを、国労が個人の生活やプライバシーへの干渉だと指摘すると、会社は「本人が同意している」と言いはります。

皆さんはどう思いますか。

労働者は個人の時間や考え方、プライバシーまでも、会社に売ってはいません。私たちは、通勤時の服装や睡眠時間など、生活態度まで会社が干渉することに断固、反対します。

鉄道は、ダイヤという時間を軸にした作業が中心です。社会人、鉄道人として自覚を高めることが、何より大切で、それは押しつけや強制では生まれません。

労働者の権利として、職場や仕事に問題があれば声をあげ、提起する。このあたりまえのことを行うなかで、働くうえでの義務・責任感を自覚するのではないのでしょうか。



国鉄労働組合名古屋地方本部

連絡先 〒453-0015 名古屋市中村区椿町20-15

名古屋国鉄会館 6階 TEL 052(452)0326

ホームページ <http://kokuro-nagoya.jp/>

必要な労働時間に

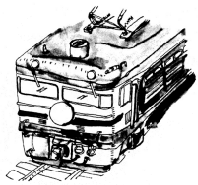
駅では春のダイヤ「改正」以降、作業ダイヤから始業時に行っていた「起床報告」が削除され、休憩時間のなかで行うことが会社から言われました。

これまでの起床報告は、「早朝の勤務開始にあたり、必要であり、労働時間として扱うことがふさわしい」、また、「懲憑（しょうよう）」と称しながら、「管理者が執拗に実行をせまってくることは強制ではないのか」という疑問が労働者のなかに起きました。

私たちは、駅の勤務のなかで定められた時間までに起床し、早朝の営業の準備にはいるときの報告は、必要なものと考えています。

このように「起床報告」は、単に「起床している」ことの報告ではなく、早朝の準備作業に着手することの確認と言えるのではないのでしょうか。

労基署には、『起床報告とそれ以降の準備作業について、賃金の未払いにあたるのではないかと指摘をしました。



始業前のタダ働きの実態を放置しているのが現状です。このことも、引き続き問題として、解消をめざします。

告発から指導までの経過

◆5月16日、国労名古屋地方本部は当該の組合員を通じて、名古屋北労基署に起床報告に関わる賃金の未払いとして、是正を申し入れました。

内容は、駅内の掲示で休憩時間中の起床報告を明示しており、業務指示にあたるのではないかと、そうであれば、休憩時間中の起床報告であっても労働時間として扱うべきというものでした。

◆5月29日、労基署は駅に調査に入り、休憩時間内に起床報告を明記した掲示、毎日の起床報告の記録の存在を会社とも確認しました。

労基署は、起床という行為、そして起床の報告は労働にはあたらないと判断しました。起床報告が必要であるのか、また、それを行うかについては企業が判断するものであり、労基署は関知しないという見解を示しました。

そのうえで、以下のような改善をＪＲ東海に指導しました。

- (1) 現場長が行う通知にあたっては、統一した基準を示すこと
- (2) 文書であろうと口頭であろうと、作業ダイヤ以外の数字は示してはならない
- (3) 「任意だから労働ではない」ということは認めない
- 



会社のかっこいい仕事って、
個人の区別はない！